

附属書十七（第十一章関係） 出版物

この附属書は、法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定（調達への参加に対する招請、供給者の資格及び第十一章の規定の適用を受ける政府調達に関するあらゆる手続を含む。）を公表するために両締約国が使用する出版物について定める。

A部 日本国の出版物

官報又は法令全書

B部 メキシコの出版物

連邦官報

連邦司法週報（判例に限る。）